

NPO等による福祉有償運送に係る道路運送法第79条の6による更新登録申請協議事項概要

住 所 登米市迫町北方字大洞45-3
 団体名 社会福祉法人 登米市社会福祉協議会
 代表者名 会長 千葉 博行

有償運送の条件	法第79条の6による更新登録申請に対する協議事項	状況
(1) 必要性の判断	NPO等による福祉有償運送の必要性 ○タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていないか、又は直ちに提供される可能性が低いと認められる場合 ○地域に福祉輸送サービスを実施しているタクシー業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合	登米市における ○移動制約者数:10,053人 ○タクシー等の台数:36台 ○福祉タクシー券の利用状況(支給人数:122人、延べ利用者数:2,721人) ○NPO等による移動制約者に対する移送サービスの活動状況 (登録者数:277人、延べ利用件数728件、延べ移送距離数15,716km) 【参考】 移動制約者の状況:P2「区域内における移動制約者と公共交通機関の状況及び福祉有償運送の必要性の判断」のとおり
(2) 運送の区域	○交通会議において協議が調った市町村を単位とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要する。 ○複数圏域にまたがる場合の運送の区域は、当該運営協議会の地域全域とするのではなく、利用者の居住地・目的等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町村であること。	○運送の区域とする予定の市町村名:登米市
(3) 旅客から收受する対価	旅客から收受しようとする対価は、実費の範囲内であると認められること、営利を目的として認められない妥当な範囲であることが求められ具体的には下記の基準を目安とする。 ○運送の対価は原則距離制・時間制・定額制から選択するものとし、複数を定めることも可能であるが適用の基準が明確であること。 ○運送の対価は当該地域のタクシー運賃の約8割にあると認められること。 ○地域の実情に応じた対価の設定方法について 通常收受することとなっている対価に対して、5割増を上限、5割引を下限とする。 ○運送の対価以外の対価は実費の範囲内であること。	○対価の設定方法:〈距離制〉 時間制 定額制 ○運送の対価:30km以下100円/km。30km超過10kmにつき150円。【現行】 30km以下130円/km。30km超過10kmにつき190円。【変更後】 ○運送の対価以外の対価:なし 【参考】 当該地域内タクシー運賃:P3「運送の対価のタクシー料金との比較表」のとおり
(4) 運送を必要とする旅客の範囲	名簿に記載された下記の者のうち移送困難者と認められる者及びその付添人 ○身体障害者福祉法に基づく身体障害者 ○介護保険法に基づく要介護認定を受けている者 ○介護保険法に基づく要支援認定を受けている者 ○その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 ※要支援認定者及びその他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者が会員となっている場合には、当該会員の移動制約の状況を踏まえ、運送の対象とすることの妥当性等の確認を行うこと。	○「利用者名簿」の作成・管理主体:社会福祉法人 登米市社会福祉協議会 ○利用者名簿登録者数:241人(令和7年12月31日現在) ○会員在住市町村名 登米市 ○複数乗車の有無 有 (無)
(5) その他必要と認められる措置	○自家用有償旅客運送に使用する自動車の種類ごとの数 ○運転者に求められる要件 ○損害賠償措置 ○運行管理の体制 ○整備管理の体制 ○事故時の連絡体制 ○苦情処理体制 ○その他必要な事項	○自動車の種類毎の数:福祉車両 5台・セダン車両 0台 ○運転者の人数:15人(うち二種免許取得者2人) ○運転者講習の受講状況:福祉有償運送運転者講習受講済(2種免許保有2人除く) ○契約保険会社名及び保障内容:(会社名)東北自動車共済協同組合(保障内容)対人:無制限 対物:無制限 ○運行管理責任者名(資格内容):事務局長 穴戸 敬吾(資格内容)道路交通法の安全運転管理者 ○整備管理責任者名:事務局長 穴戸 敬吾 ○事故発生時対応責任者名:事務局長 穴戸 敬吾 ○苦情処理対応体制:(苦情処理責任者)事務局長 穴戸 敬吾(苦情処理担当者)地域福祉課長 伊藤 修

区域内における移動制約者と公共交通機関の状況及び 福祉有償運送の必要性の判断

市町村名 登米市

1 区域内における輸送の対象となる移動制約者の状況（令和6年度末現在）

要支援・介護認定者数 登米	総数(人) 5,558	要支援	978
		要介護1	943
		要介護2	1,263
		要介護3	949
		要介護4	866
		要介護5	559
身体障害者手帳交付者数	2,933	1級	882
		2級	412
		3級	413
		4～6級	1,226
知的障害児者把握数	885	A(最重度・重度)	343
		B(中度・軽度)	542
精神障害児者数	677		677
合計(重複あり)	10,053		

2 区域内におけるタクシー等公共交通機関の状況（令和7年12月現在）

分類/市町村名	登米市	普通	大型	特大	合計(台)
法人タクシー	8社	27		5	32
個人タクシー					0
ハイヤー					0
福祉タクシー				1	1
福祉輸送事業限定	3社	3			3
合計	11社	30	0	6	36

※事業者数は法人タクシーに含まれる

※表中の「法人タクシー」と「福祉輸送限定」は別事業所です。

※旧津山町に営業所を有する(有)柳津タクシーは本吉郡が営業区域となることから、事業者数より省いております。

3 区域内におけるNPO等によるボランティア輸送の状況（令和6年度実績）

団体名	有償・無償	福祉車両・セダン型車両	保有車両数	延べ輸送人員

4 区域内における福祉タクシー券等の利用状況（令和6年度実績）

市町村名	制度の有無	A利用可能業者数	B支給人数	C延べ利用者数	D一人あたり利用回数(B/C)
登米市	(有)・無	24事業所	122人	2,721人	22.3回
	有・無				
	計				

運送の対価のタクシー料金との比較表

1 区域内のタクシー運賃料金（令和5年9月20日改定）

（1）距離制運賃

車種別	特大型車	大型車	普通車
初 乗	1.2 km まで¥840	1.2km まで¥820	1.2km まで¥750
加 算	251m毎に ¥120	257m毎に ¥120	293m毎に ¥100

（2）時間距離併用運賃

車種別	特大型車	大型車	普通車
時速10km以下で走行した場合	1分30秒 までごとに¥120	1分35秒 までごとに¥120	1分45秒 までごとに¥100

（3）時間制運賃

車種別	特大型車	大型車	普通車
初乗 30分まで	¥4,940	¥4,870	¥3,570
加算 30分までごと	¥4,940	¥4,870	¥3,570

※記載している内容は、上限運賃になります

※令和2年12月25日の改定に伴い、これまでの中型車と小型車の車種の区分が、普通車に統一されました。

2 当該団体の運賃料金

団体名 社会福祉法人 登米市社会福祉協議会

（1）距離制運賃

車種別	福祉車両	セダン型車両	
初 乗	30km 以下130円/km	km まで¥	1 k m/130円
加 算	30km 超過190円/10km	m毎に ¥	10 k m/190円

（2）時間制運賃

車種別	福祉車両	セダン型車両	
初乗 分まで	-	-	-
加算 分までごと	-	-	-

（3）定額制運賃

車種別	福祉車両	セダン型車両	
一回につき	-	-	-

【参考】 タクシー運賃料金と市福祉有償運送事業利用料比較

	タクシー（普通車）	市福祉有償運送事業
登米市迫庁舎～ 南方庁舎（往路） 5 k m	1,750円	650円
登米市迫庁舎～ 南方庁舎（復路） 5 k m	1,750円	650円
計	3,500円	1,300円

福祉有償運送登録団体の更新及び利用料金の改定について (外出支援サービス事業 利用料金の改定について)

事業概要について

【目的】 在宅の歩行困難な高齢者や障がい者等、公共交通機関の利用が困難な方の通院や社会参加などの移動手段を確保する。

【事業の内容】

■ 移送サービス

福祉車両を運行し、歩行困難者の居宅と医療機関、社会福祉施設等との間を送迎する

<福祉車両> リフト、スロープ、寝台等の特殊な設備又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための設備を設けた車両

■ 貸出サービス

歩行困難者が外出する場合に、その介護をする者に対し福祉車両を貸し出しするサービス

※ハイエース3台、ラクティス1台、アトレー1台の計5台で運行。

【事業の委託】

■ 登米市社会福祉協議会

【利用の目的】

次に掲げるものでなければならない。

- ・ 地域活動（行政区、自治会等が催すものに限る。）や各種行事への参加
- ・ 医療機関への入退院又は受診
- ・ 社会福祉施設への入退所
- ・ 公共機関における諸手続
- ・ その他市長が必要と認めた場合

福祉有償運送登録団体の更新及び利用料金の改定について (外出支援サービス事業 利用料金の改定について)

利用実績について

【外出支援サービス利用実績】

年度	R2	R3	R4	R5	R6	
利用登録人数	321人	319人	299人	271人	277人	
利用件数	898件	944件	973件	870件	903件	
	移送サービス	816件 〔市内627 市外189〕	834件 〔市内677 市外157〕	855件 〔市内656 市外197〕	773件 〔市内619 市外154〕	728件 〔市内610 市外118〕
	貸出サービス	82件 〔市内42 市外40〕	110件 〔市内63 市外47〕	118件 〔市内73 市外45〕	97件 〔市内63 市外34〕	175件 〔市内130 市外 45〕
移送走行距離数 平均走行距離	21,568km 26.4km	18,684km 22.4km	25,293km 29.6 km	19,951km 25.8km	15,716km 21.6 km	
貸出走行距離数 平均走行距離	4,269km 52.1km	5,797km 52.7km	5,354km 45.4km	5,424km 55.9km	8,218km 47.0km	

【利用日】 ・月曜日～土曜日。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く

【利用時間】 ・午前8時30分から午後5時15分まで

【利用回数】 ・利用回数は、移送サービス及び貸出サービスともに、1月2回まで
・医療機関への入退院又は受診に利用する場合は、1月4回まで

福祉有償運送登録団体の更新及び利用料金の改定について (外出支援サービス事業 利用料金の改定について)

事業費と収支率について

直近5年間（R2～R6）の平均で、収支率は8.8%であった。近年歳出経費の増加により事業費に対する利用料金収入の割合が減少している中、本サービスを持続していくため、また、受益者負担の適正化の観点からも、利用料金の見直しが必要である。

なお、本サービスは、公共交通機関の利用が困難な方を支えるサービスであることから、利用者の急激な負担増の緩和を考慮し、収支率10%を目処に料金の設定を行う。

【事業費と収支率】

年度	R2	R3	R4	R5	R6	合計	平均
事業費 (a) (単位：千円)	14,920	15,214	13,529	12,996	14,326	70,985	14,197
移送走行距離 (b) (単位：km)	21,568	18,684	25,293	19,951	15,716	101,212	20,242
利用料金収入 (c) (単位：千円)	1,379	1,225	1,389	1,183	1,049	6,225	1,245
委託費 (d) (単位：千円)	13,541	13,989	12,140	11,813	13,277	64,760	12,952
収支率 (c)/(a)	9.2%	8.1%	10.3%	9.1%	7.3%	8.8%	8.8%

福祉有償運送登録団体の更新及び利用料金の改定について (外出支援サービス事業 利用料金の改定について)

利用料金の改定について

【現行の利用料金】

事業名		利用料金
移送サービス	片道30km以下	100円/km
	片道30km超過	10kmにつき150円
貸出サービス		無料。ただし運行に係る燃料費を負担



【改定後の利用料金（令和8年4月1日適用）】

事業名		利用料金
移送サービス	片道30km以下	130円/km
	片道30km超過	10kmにつき190円
貸出サービス		無料。ただし運行に係る燃料費を負担

【平均移送距離に係る料金比較（往復26kmの場合）】

- 現行
初乗(100円×13km×2)=2,600円
- 改定後
初乗(130円/13km×2)=3,380円

(現行) 2,600円 (改定後) 3,380円 → 差額 780円

福祉有償運送登録団体の更新及び利用料金の改定について (外出支援サービス事業 利用料金の改定について)

改定後と現行の利用料金の比較について(移送サービス)

	距離	改定後の利用料金	現行の利用料金	比較	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1～30 km 130円/1 km ・ 30km超 190円/10km 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1～30 km 100円/1 km ・ 30km超 150円/10km 	差額 (改定後 - 現行料金)	上昇率 (改定後 / 現行料金)
1	往復 20km	2,600円	2,000円	600円	130%
2	往復 40km	5,200円	4,000円	1,200円	130%
3	往復 80km	8,180円	6,300円	1,880円	130%
4	往復 160km	9,700円	7,500円	2,200円	129%

【利用料金計算例（往復160km積算内訳）】

初乗(130円×30 km×2)=7,800円

加算(100 km/10 km×190円)=1,900円

合計7,800+1,900=9,700円

福祉有償運送登録団体の更新及び利用料金の改定について (外出支援サービス事業 利用料金の改定について)

改定後の事業費と収支率見込み

区分	R7 (改定前)	R8	R9	R10	R11	R12
利用登録人数	282人	277人	279人	279人	278人	279人
利用件数	915件	896件	905件	904件	902件	904件
事業費 (a) (単位：km)	14,113	15,436	14,625	14,725	14,929	14,759
移送走行距離(b) (単位：千円)	20,320	18,682	18,233	19,072	18,656	18,653
利用料金収入 (e) (単位：千円)	1,267	1,547	1,519	1,571	1,546	1,545
委託費 (f) (単位：千円)	12,846	13,889	13,106	13,154	13,383	13,214
収支率 (e)/(a)	9.0%	10.0%	10.4%	10.7%	10.4%	10.5%

※利用登録人数、利用件数：過去3年間の平均値

※事業費：R7～8は当初予算、R9～R12事業費は過去3年間の平均値

※移送走行距離：R7は実績見込み、R8～R12は過去3年間の平均値

※利用料金収入：R7は実績見込み、R8は当初予算積算（過去3年平均×約1.3）、R9～R12は過去3年間の平均値（改定前分は1.3を乗じた）

※今後は社会経済情勢の変化を見据え、5年ごとに利用料金の見直しの検討を行う。